

江戸川区谷河内テニスコート他2施設
運営管理業務委託 募集要項

令和5年3月
江戸川区

目 次

1	募集の目的	2
2	業務の概要	2
	(1) 業務名	2
	(2) 業務内容	2
	(3) 委託(履行)期間	2
	(4) 予算上限額	2
3	参加資格	2
	(1) 応募要件	2
	(2) 応募資格	2
	(3) 応募者の制限	3
	(4) 再委託の制限	3
4	スケジュール	3
	(1) 日 程	3
	(2) 質問書の受付及び回答	4
	(3) 応募書類の受付	4
	(4) 第一次審査結果通知	4
	(5) 第二次審査の開催	4
	(6) 契約候補事業者の決定	4
5	応募方法	5
	(1) 参加申込書(様式1:正本1部)	5
	(2) 企画提案書(様式自由:正本1部、副本6部)	5
	(3) 見積書(様式自由:正本1部、副本6部)	6
	(4) 事業者概要(様式自由:正本1部、副本6部)	6
	(5) 法人登記簿謄本(正本1部)	6
	(6) 財務諸表の写し(1部)	6
	(7) 国税の納税証明書(正本1部)	6
	(8) 地方税の納税証明書(正本1部)	6
	(9) 他自治体における本業務と同内容の契約実績に関する書類の写し(1部)	6
	(10) プライバシーマーク等の許諾が証明できる書類の写し(1部)	6
6	提案内容の主な評価	6
7	提案書類の確認	7
8	参加の辞退	7
9	契約候補事業者の選定方法など	7
	(1) 第一次審査(書類審査)	7
	(2) 第二次審査(ヒアリング)	7
	(3) 結果の公表	7
10	契約内容の協議・契約締結	7
11	参加事業者の失格	7
12	その他の留意事項	8

1 募集の目的

江戸川区（以下「区」という。）は谷河内テニスコート、小岩テニスコート及び松江テニスコートの運営管理業務を受託する事業者の募集を行う。事業者の選定について広く応募者を募り、価格のみによらず、企画力、技術力、実績等を踏まえた公募型のプロポーザルを実施する。

2 業務の概要

（１）業務名

江戸川区谷河内テニスコート他２施設運営管理業務委託

（２）業務内容

別添「運営管理業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）委託（履行）期間

令和５年６月１日～令和６年３月３１日

業務委託の履行内容が「江戸川区谷河内テニスコート他２施設運営管理業務委託成績評定書」に基づき、評価結果が優良又は良好であり、かつ、法令違反や重大な瑕疵がない場合、翌年度の委託契約を継続することがある。

継続期間は、受託初年度より５年間を限度とし、契約の継続には会計年度の予算成立を条件とする。また、委託業務の内容に変更などが生じた場合は、成績優良であっても特命随意契約の締結を行わないことがある。

（４）予算上限額

１５，５００，０００円

消費税相当額（１０％）を含む。

令和５年度予算の成立を前提とする。

3 参加資格

（１）応募要件

応募者は、募集要項に定める募集の趣旨及び仕様書を適切に把握し、本委託業務が十分に遂行できること。

応募者は、区及びその他関係機関との協議、調整に十分な能力を有し、契約内容、本委託事業の実施及び諸条件の変化に対して柔軟な対応ができること。

（２）応募資格

応募者は、法人格を持つ団体であること。なお、本業務を単独で担えない場合は、グループでの応募を可能とする。その際は共同事業体を結成し、代表団体を定めることとする。

(3) 応募者の制限

次に該当する事業者は応募者となることができない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している団体

区から指名停止処分を受けている団体

江戸川区長及び江戸川区議会議員本人が経営に関わる団体

会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始手続の申立てがなされている団体

最近1年間に、国税又は地方税を滞納している団体

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある団体

プライバシーマーク又はそれと同等の認証資格を取得していない団体

(4) 再委託の制限

事業者は業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を実施する上で必要があると認められ、あらかじめ区と協議して承諾を得たときはこの限りではない。

4 スケジュール

募集から契約候補事業者決定までのスケジュールは以下のとおり。なお、第二次審査（ヒアリング）当日は、実際に業務に携わる責任者及び担当者が必ず参加すること。

(1) 日程

選定日程など	選定手順
令和5年3月13日（月）	募集要項等の公表
令和5年3月24日（金）午後5時まで	質問の受付
令和5年3月31日（金）まで	質問の回答
令和5年4月14日（金）午後5時まで	応募書類の受付
令和5年4月下旬	第一次審査（書類審査）結果通知
令和5年4月下旬	第二次審査（ヒアリング）
令和5年5月上旬	契約候補事業者の決定

応募状況により日程を変更する場合がある。

(2) 質問書の受付及び回答

質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(ア) 質問書受付期間

令和5年3月13日(月)～3月24日(金) 午後5時まで

(イ) 質問書受付方法

質問書(様式3)に記入の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「【事業者名】江戸川区谷河内テニスコート他2施設運営管理業務委託に関する質問」とすること。

提出先メールアドレス sportsshinkou@city.edogawa.tokyo.jp

質問書の回答

質問及びその回答は、3月31日(金)までに区ホームページ上で公開する。回答に当たっては、質問をした団体名は公表しない。また、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものについては、回答しないこともある。なお、重複すると解される質問内容については、区が整理の上、回答する。

区は誤送信等による事故の責任は一切負わない。

(3) 応募書類の受付

応募書類受付期間

令和5年3月13日(月)～令和5年4月14日(金) 午前9時～午後5時
土曜日・日曜日・祝日を除く。

応募書類受付方法

持参又は郵送で提出すること。

応募書類提出先

江戸川区文化共育部スポーツ振興課スポーツ係(区役所3階10番)
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

書類に不備、不足等があった場合は失格となる場合がある。

(4) 第一次審査結果通知

第一次審査結果は全応募団体に文書にて通知する。

(5) 第二次審査の開催

第一次審査の通過団体に対し、ヒアリングを以下のとおり開催する。

開催期間：令和5年4月下旬予定

(6) 契約候補事業者の決定

第二次審査を実施した団体の中から契約候補事業者を1団体決定する。

5 応募方法

3に定める参加資格を満たす参加事業者は、4に定める提出期限までに次の書類を提出すること。

提出書類	様式	部数など
(1)参加申込書	様式1	1部
(2)企画提案書	様式自由	7部(正本1部、副本6部)
(3)見積書	様式自由	7部(正本1部、副本6部)
(4)事業者概要	様式自由	7部(正本1部、副本6部)
(5)法人登記簿謄本	原本	1部
(6)財務諸表	写し	1部
(7)国税の納税証明書	原本	1部
(8)地方税の納税証明書	原本	1部
(9)他自治体における本業務と同内容の契約実績に関する書類	写し	1部
(10)プライバシーマーク等の許諾証明写	写し	1部

(1)参加申込書(様式1:正本1部)

正本には、応募者名、代表者の役職名・氏名を記入し、代表者印を押印のこと。
 副本には、応募者名・代表者名・ロゴ等、応募者を特定・類推可能な情報を一切表示しないこと(以下の提出書類も同様の処置を行うこと)。

(2)企画提案書(様式自由:正本1部、副本6部)

企画提案書の記載内容は別添「江戸川区谷河内テニスコート他2施設運営管理業務委託仕様書」に基づき、下記の事項について盛り込んだ上で、様式に記載すること。

企画提案書は、A4判縦・20ページ以内(一部A3判資料折り込み可)とする。
 文字は11ポイントで横書きの左綴じを基本とする。また、両面印刷で、通しのページ番号を付けること。

<企画提案書の記載事項>

業務に対する理解度・企画力

- ・業務に対する基本的な考え方、コンセプト、独自性、将来展望
- ・受託業務の効率化・質(サービス)を向上していく上での具体的な考え方
- ・区の実情にあった提案
- ・SDGsの達成や共生社会の実現に向けた取組み

業務体制・業務実績について

- ・組織体制について（人選の基準、人員配置に関する基本的な考え方）
- ・業務従事者の業務内容、必要な資格・技能、経験年数
- ・業務の進捗管理及び区の担当者への報告方法
- ・人材の確保及び育成に必要な知識・技能についての研修や対応
- ・過去に他自治体・民間企業などで行ってきた実績において、実施した業務改善・先進的事例
- ・安全対策、緊急時、自然災害、気候変動等の対応（利用者への配慮、熱中症予防、事故発生時、自然災害時における対応など）

（３）見積書（様式自由：正本１部、副本６部）

見積書は、A４判縦・２ページ以内とする。積算根拠のわかる詳細な内訳書を添付すること。また、消費税相当額を含んだ額とすること。

（４）事業者概要（様式自由：正本１部、副本６部）

応募する団体の組織、沿革、その他事業の概要を記載すること。また、会社案内、事業パンフレット等があれば添付すること（副本は、団体名等を被覆するなどの処理を行うこと）。

（５）法人登記簿謄本（正本１部）

申請日の３か月以内に発行された履歴事項全部証明書

（６）財務諸表の写し（１部）

直近３年分の貸借対照表及び損益計算書（決算書）

（７）国税の納税証明書（正本１部）

申請日の３か月以内に発行されたもの。

（８）地方税の納税証明書（正本１部）

申請日の３か月以内に発行されたもの。

（９）他自治体における本業務と同内容の契約実績に関する書類の写し（１部）

契約書など、業務内容が分かるもの。

（１０）プライバシーマーク等の許諾が証明できる書類の写し（１部）

使用の許諾又は認証の取得が証明できるもの。

6 提案内容の主な評価

次の事項を主な評価項目として企画提案書の書類審査及びヒアリング等により評価を行う。

評価項目	配点割合
業務に関する理解度・企画力	20%
業務体制・業務実績	50%
費用対効果	20%
財務状況の健全性	10%
合計	100%

7 提案書類の確認

提案書類の提出を受けてから契約候補事業者の決定までの間、必要に応じて参加事業者に対し、提案書類の確認を行うことがある。

8 参加の辞退

参加事業者は、参加申込書の提出から契約候補事業者の決定までの間、辞退届(様式2)により、辞退の理由を付して、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

9 契約候補事業者の選定方法など

契約候補事業者の選定に当たっては、選定委員会を設け、企画提案書などの提出書類の内容を審査し、本業務に最も適していると認められる契約候補事業者を決定する。

(1) 第一次審査(書類審査)

提出された提案書類を用いて提案内容を評価するものとし、評価結果が上位の参加事業者を第二次審査対象事業者として選出する。

(2) 第二次審査(ヒアリング)

第二次審査対象事業者に対し、提案書類に基づきヒアリングを行い、提案内容の優劣を評価し、算出した総合得点により契約候補事業者を決定する。

(3) 結果の公表

第二次審査の結果を区ホームページへ掲載する。なお、審査内容についての問い合わせには一切応じないこととする。

10 契約内容の協議・契約締結

契約候補事業者を選定後、事業者が提出した企画提案書などの審査及びヒアリングなどを踏まえ、実際に委託業務の執行に必要な内容を精査し、区と契約候補事業者との間で協議の上、本委託契約を締結する。

なお、協議が不調となった場合は、次点者と協議を行う。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 3に定める参加資格を満たさなくなった場合

(3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合

(4) 企画提案書などは提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

12 その他の留意事項

- (1) 本募集の応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。また、本委託事業に係る予算が江戸川区議会で議決されない場合又はその他の理由により本委託事業が実施できなくなった場合は、どの事業者とも契約を締結しないことがある。この場合は、当該予算の議決を条件とした準備契約の締結後であったとしても、本委託契約の締結に係る費用については、参加事業者の負担とする。
- (2) 応募に必要な書類・資料などは必要に応じて配布する。
- (3) 書類提出後の企画提案書などの修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書などについては返却しない。
- (5) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載事項に同意したものとみなす。
- (6) 新型コロナウイルス感染症、自然災害等の状況により、募集要項に記載のスケジュール、実施方法、書類の提出方法等に変更が生じる可能性がある。これらの場合においても、プロポーザルに要した費用について、区に請求することはできない。